

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(支援金)に係る事業所等からの主な問い合わせ一覧

R2.10.1現在

No.	種別1	種別2	質問内容	回答
1	02支援金	01申請方法	申請方法についてですが、対象商品がある程度購入し、合計金額が分かってから、領収書等を添付し、申請すればよろしいでしょうか。	交付申請時は県のホームページに掲載されている申請書様式のみ提出して下さい。 領収書等は、補助金の交付を受けた後で提出いただく実績報告書に添付していただきます。 また、支出実績が補助金額に満たなかった場合、残額を県に返納いただくこととなるため、可能な限り支出実績が補助金額の上限に達した段階で申請を行うようお願いいたします。
2	02支援金	01申請方法	訪問介護や短期入所生活介護等において、共生型の指定を受けて介護事業と障がい事業を行っている事業所の場合、申請に係る取扱いは、下記のとおりで問題ないでしょうか。 ・介護サービス事業所として共生型の指定を受けている場合は、介護事業所としてのみ申請を行う。(障がい事業所としての申請は不可。) ・障がい事業所として共生型の指定を受けている場合は、障がい事業所としてのみ申請を行う。(介護事業所としての申請は不可。)	どちらか一方での申請となるため、左記の取り扱いで差し支えございません。
3	02支援金	02申請対象	感染症対策を徹底するために必要な経費とは、どのようなものが対象になるのでしょうか。	県ホームページに掲載されている国の実施要綱に経費の例が示されているので、参考にしてください。 新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要な経費が対象になります。 実施要綱に掲載されている例に該当しないもの等、判断が困難な場合は県にお問い合わせください。
4	02支援金	02申請対象	同一法人内であれば申請したサービスに係らず他サービスのかかり増し経費に補助金を充ててもよろしいでしょうか。	この事業は、申請いただいた対象サービスに係るのかかり増し経費に対し補助するものであることから、他のサービスに充当することはできません。 他のサービスに補助金を充てた場合、目的外使用として補助金の返還を求められることとなります。
5	02支援金	03申請額	以下の場合、申請額はどのよう算定されるのでしょうか。 1. 就労継続支援B型と生活介護の多機能事業所を運営 2. 計画相談を運営	①多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている場合は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価、②多機能型事業所として複数サービスの指定を受けていない場合は指定を受けている障害福祉サービスの基準単価となります。 よって、 1. 就労継続支援B型と生活介護の多機能 ⇒就労B(353千円)か生活介護(757千円)いずれかの基準単価を上限 2. 計画相談 ⇒60千円を上限 となり、それぞれのサービスを提供するために必要なかかり増し経費について申請いただくこととなります。
6	02支援金	03申請額	【R2.10.1追加】 当施設は施設入所、生活介護、短期入所(多機能型ではありません)の3事業を行っております。それぞれのサービスに上限が設定されておりますが、それぞれのサービスの上限額を合算して、一つの物を購入することは可能でしょうか。	この事業は、対象となるサービス事業所・施設ごとに、定められている基準単価と実支出額とを比較して少ない方を助成額としています。 そのため、各事業所・施設の補助金を合算して同一の補助対象物品の支出に充てることはできません。